

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成22年12月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 グルメシティ近畿瀬田店 大津市一里山一丁目3番1号
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただくようお願いしたい。
 - (2) 配布予定のチラシに、公共交通の利用を呼びかけるような文言を記載されたい。
貴店舗は、鉄道駅から約350mと近く、比較的路線バスが高頻度で運行されている利便性の高い地区に立地している。そのため、駐車場台数の変更を契機に、来客者に対して、公共交通利用の呼びかけを実施されたい。
 - (3) 従業員に対しては、積極的な公共交通機関の利用を求め、極力従業員用駐車場を一般開放されたい。
 - (4) 市道幹1057号線からの来退店車両の誘導ルートについて、本市及び大津警察署と協議のこと。
 - (5) 出入り口付近の市道の来店車両のピーク時の滞留状況を調査すること。また、計画変更後に市道における滞留長が増大する場合は、対策を講じること。
 - (6) 店舗東側大通りについては、瀬田東小学校および瀬田北中学校の通学経路にあたることから、児童・生徒の登下校時には、交通誘導員等を配置するなどの交通安全対策を図られたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成22年12月27日から平成23年1月27日まで